

令和4年度における
市民参加対象事項の取組予定に対する
評価結果報告書

安城市市民参加推進評価会議

令和4年4月4日

安城市長 神谷 学 様

安城市市民参加推進評価会議
会 長 加 藤 研 一

令和4年3月17日に市民参加推進評価会議を開催し、令和4年度における市民参加対象事項の取組予定に対する評価結果をまとめましたので報告します。

1 市民参加の対象

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成23年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

2 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

3 評価結果

令和4年度に市が取り組む予定の市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

評価基準	評価内容		
(1) 市民参加の手法の組み合わせは十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(2) 市民参加の回数等は十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(3) 工夫しているか	○：工夫している	△：まあまあ工夫されている	×：工夫されていない

No.	対象事項	評価結果		担当課
1	第9次安城市総合計画の策定	(1)	△	健幸=SDGs課
		(2)	△	
		(3)	△	
2	第3次安城市市民協働推進計画の策定	(1)	○	市民協働課
		(2)	○	
		(3)	○	
3	第5次安城市男女共同参画プランの策定	(1)	△	市民協働課
		(2)	○	
		(3)	△	
4	第5次安城市地域福祉計画の策定	(1)	△	社会福祉課
		(2)	○	
		(3)	△	
5	第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画の策定	(1)	○	障害福祉課
		(2)	○	
		(3)	△	
6	あんジョイプラン10の策定	(1)	△	高齢福祉課
		(2)	△	
		(3)	△	
7	第3次安城市食料・農業・交流基本計画の策定	(1)	○	農務課
		(2)	○	
		(3)	○	
8	第三次安城市都市計画マスタープランの中間見直し	(1)	△	都市計画課
		(2)	○	
		(3)	△	
9	(仮称)安城市地域公共交通計画の策定	(1)	△	都市計画課
		(2)	△	
		(3)	△	
10	一般廃棄物処理基本計画の策定	(1)	△	ごみゼロ推進課
		(2)	△	
		(3)	△	
11	全県域污水適正処理構想及び下水道事業基本計画の見直し	(1)	△	下水道課
		(2)	△	
		(3)	△	

4 対象事項への意見等

No.1 第9次安城市総合計画の策定（健幸=SDGs課）	
【事業の概要】	
日々変化する社会情勢や多様化するニーズを捉え、将来本市に起こる社会課題の明確化と、その解決に向けて重点的に取り組む政策や施策を示した次期総合計画を策定する。	
意見	回答
<p>①審議会2回では、前年度の進捗フォローに止まってしまうのではないですか。</p> <p>②アンケート内容の確認のための審議会も必要ではないですか。</p>	<p>①令和4年度の審議会では、現総合計画の進捗報告だけでなく、第9次総合計画策定に向けた作業スケジュールの説明、実施する調査等作業の報告を行う予定をしています。</p> <p>②アンケート調査は、第8次総合計画の各施策の実績等を基とした課題を踏まえて内容を検討し、実施していきます。また、調査対象は幅広い世代、性別、職業の市民の皆様であり、手法も様々で、内容もそれぞれ異なる可能性もあることから、その都度審議会は開催せず、内容と結果を一括して報告する予定としていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
<p>計画策定の初期の段階に当たると思われるので、市からの意図説明・情報提供、それに対して市民の意見が出やすい様にする為、どの段階で何を決めるのかを明確にし、回数を増やして審議会を開催してはどうでしょうか。</p>	<p>総合計画の策定は令和4年度、5年度の2か年かけて進めていきます。令和4年度は安城市としての考えを計画素案にまとめる作業期間であるため、審議会の回数は少ないですが、令和5年度は審議会の回数を増やして計画素案を基にした本格的な議論を進める予定をしています。</p>
<p>自治体経営の最上位の計画なので、最上位の丁寧な市民参加が求められます。</p> <p>①パブリックコメントに合わせて市民説明会の開催を期待します。</p> <p>②18歳成人の最初の年なので、それを意識した市民参加を期待します。No.7で「市内小中高生1,200名」を調査対象としているように、総合計画も子どもの参加を期待します。</p>	<p>①幅広い世代、性別、職業の市民の皆様の意見を聴取するため、市民討議会やパブリックコメント、eモニター、その他アンケートなどの手法を充実させ、実施していきたいと考えています。</p> <p>②中学生、高校生を中心とした若い世代からの意見を聴取する手法を検討し、実施する予定です。</p>
<p>(5) その他（アンケート）は、無作為抽出の一般的なアンケートと思いますが、これとは別に、安城市民活動センターやボランティアセンターに登録のある市民団体や町内会、市民の誰でもが応募できるアンケート（ニーズ調査）を実施いただきたいです。実施できないのであれば、その理由を回答いただきたいです。</p>	<p>アンケートについては、無作為抽出型のものに加え、本市のまちづくりに関与する団体、企業等多くの主体からの意見収集のために有効な調査方法を検討し、実施していきます。</p>

意見	回答
<p>(5) その他(市民討議会)は、「詳細は未定」となっていますが、総合計画にふさわしい、多面的な階層による市民討議会としていただきたいです。</p> <p>誰でもが応募できるのは、令和5年度におそらく計画されているパブコメだけであろうと思いますが、パブコメは市民にとってハードルが高く、市民が比較的に参加できる機会は、市民討議会を除くと無いためです。</p>	<p>(健幸=SDGs課)</p> <p>参加者の募集方法など企画運営に工夫を凝らして市民討議会を実施していきます。</p> <p>(市民協働課)</p> <p>市民の方に、より市政に関心をもっていただけるよう意識し、パブリックコメントの認知度向上に努めます。</p>
<p>「総合計画」は多様なニーズに応える内容を検討することが求められることから、公募市民を2名から4名に、アンケートも3,000部から6,000部に増やしてはいかがでしょうか。</p>	<p>多様なニーズに対応するため、多様な分野から意見をいただけるよう、現在の委員構成としています。</p> <p>また、アンケートについては、無作為抽出型の3,000部に加え、年齢や性別等による条件抽出型のアンケートやeモニター等複数の手法を組み合わせ、多様なニーズを効果的に収集できるよう取り組む予定をしています。</p> <p>なお、今年度のアンケート実績から、部数については3,000部あれば当市の人口に対して統計分析上必要な回答数を得られると考えています。</p>

No.2 第3次安城市市民協働推進計画の策定(市民協働課)	
<p>【事業の概要】</p> <p>安城市市民協働推進条例第8条及び第9条の規定に基づき、第3次安城市市民協働推進計画を策定する。</p>	
意見	回答
<p>今後、市民の多様なニーズに応える手立てとしての協働はますます拡大していくことが期待されると思います。ワークショップの参加人数(30人程度)やアンケート(2,500部)を増やしてはいかがでしょうか。</p>	<p>ワークショップについては、参加人数を増やすことに努めます。</p> <p>アンケートについては、統計分析上で必要な数は足りるため、現在の発送部数で十分であると考えます。</p>
<p>ワークショップは、リアルとオンラインのハイブリッド開催にすると、多くの市民の参加が見込めると思います。</p>	<p>参加者の希望に合わせて、現地及びオンラインでの開催を検討します。</p>
<p>(5) その他(アンケート)は、無作為抽出による通常のアンケートが計画されていると思いますが、それ以外に、市民活動センターの登録団体や町内会や市民が、自由に応募できるアンケート(要望調査)を実施していただきたいです。</p> <p>実施できないのであれば、その理由を回答いただきたいです。</p>	<p>調査シートに記載しましたとおり、市民活動センター及び社協ボランティアセンター登録団体、町内会へのアンケートも実施する予定です。</p>

意見	回答
18歳成人の最初の年なので、それを意識した市民参加を期待します。	アンケートは18歳以上の市民に送付し、公募市民も18歳以上の方を対象に募集する予定です。

No.3 第5次安城市男女共同参画プランの策定（市民協働課）	
【事業の概要】	
安城市男女共同参画推進条例第10条に基づき、第5次安城市男女共同参画プランを策定する。	
意見	回答
委員構成に女性が多いのは良いと思いますが、教育関係者が1名しかいないのが気になりました。	審議会委員は規則により「市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。」ことになっており、広く意見を取り入れ審議するため、さまざまな立場の方に委嘱しています。
公募市民3名を4名（男性2名、女性2名）にしてはどうでしょうか。アンケート（2,000部 回収率50%）はやや少ないのではないのでしょうか。	公募市民は書類審査を通過した方の中から面接で決定します。3人程度の募集ですので、審査結果によって人数が変わることもあります。アンケートは、郵送に加えウェブによる回答も回収し、回収率の向上を図ります。
（5）その他（アンケート）は、無作為抽出による通常のアンケートが計画されていると思いますが、それ以外に、市民活動センターの登録団体や町内会や市民が、自由に応募できるアンケート（要望調査）を実施していただきたいです。 実施できないのであれば、その理由を回答いただきたいです。	市内町内会81組織にアンケートを、また、市民活動センター登録団体にヒアリングを行う予定です。
アンケートの調査対象として市内小中高生等、未来を生きる子どもや学生といった市民の参加があっても良いと思います。	市内高校生250人（5校×50人）にアンケートを行います。
18歳成人の最初の年なので、それを意識した市民参加を期待します。	アンケートは18歳以上の市民に送付し、公募市民も18歳以上の方を対象に募集する予定です。

No.4 安城市地域福祉計画の策定（社会福祉課）	
【事業の概要】	
社会福祉法第107条に基づき、第5次安城市地域福祉計画を策定する。	
意見	回答
<p>(1) 審議会等の「委員構成内訳」欄について</p> <p>①「公募委員」記載がありませんので「公募委員0人」と判断する以外にないと思います。</p> <p>②第5次とありますので、これまでに4回策定されていることだと思いますが、私の見落としかもしれませんが、ホームページ「審議会等への市民参加」ページには「地域福祉計画策定協議会」のページも過去策定時の委員名簿も確認できません。</p> <p>このため、「委員構成内訳」欄の記載からどのようにすれば市民公募有りと読み取れるのでしょうか、この記載内容でガイドラインを守っていることになるのでしょうか。</p>	<p>①（社会福祉課） 前回の第4次計画の際には、市民公募2名をお願いしており、次の第5次計画においても同様に2名の募集をする予定です。</p> <p>①（市民協働課） 今後、「委員構成内訳」欄には、市民公募委員の人数を記載するようにします。</p> <p>②（市民協働課） 第4次の計画策定後、地域福祉計画策定協議会は廃止扱いになっており、市公式ウェブサイトの「審議会等への市民参加」の一覧から削除していたことが判明しました。他の審議会等も確認し、閲覧できるよう修正していきます。</p>
<p>多様な背景の委員構成を期待します。</p>	<p>前回の第4次計画の際には、地域に根差して活動を行う町内会や民生委員のほか、障害福祉、高齢福祉、児童福祉、医療など地域福祉と密接に関係する各分野の団体からも広く委員を選出いただいています。</p> <p>次の第5次計画においても、前回同様に、広く委員の選出を行っていく予定です。</p>
<p>委員の男女比を予定し、偏りの無い審議会を検討すると良いと思います。</p>	<p>前回の第4次計画の際には、委員17名のうち、7名が女性委員でした。</p> <p>次の第5次計画においても、多様な視点から意見をいただけるよう、各団体からの選出には、女性委員をお願いできるよう依頼していく予定です。</p>
<p>(1) 審議会等の「毎年度の実績」欄が「無」となっていますが「公開」していただきたいです。</p> <p>「公開」できないのであれば、できない理由を回答いただきたいです。</p>	<p>計画策定が終わった後の令和元年度から3年度までは審議会の開催がないため、実績「無」としています。</p> <p>令和4年度からは、次の第5次計画策定のために審議会を開催していくことから、前回の第4次計画の際と同様に公開する予定です。</p>

意見	回答
<p>(4) ワークショップ(地域会議)について</p> <p>①「メンバーの公募」欄は「公募しない」となっていますが、「公募する」にしていきたいです。公募できないのであれば公募できない理由を回答いただきたいです。</p> <p>②「成果物の公開」欄が「非公開」となっていますが、「公開」にしていきたいです。情報公開が原則であり、情報公開できない箇所があればその箇所のみ非公開にすればよいと思います。公開できない理由があれば回答いただきたいです。</p>	<p>①この地域会議は、地域住民の困りごとや相談などに、日常的に対応いただいている町内福祉委員会や民生委員などで構成されており、地域住民の声は十分反映されています。そのため、別途、市民公募を行う必要はないと考えています。</p> <p>②議論の内容や作成された資料などは、個人情報を含むものがあるため、全ての情報を公開しておらず、「非公開」として回答しました。</p> <p>なお、この地域会議では、各地区で課題を洗い出し、町内福祉委員会ごとに活動方針・計画を策定することが一番の目的・成果であり、その成果物は地域福祉計画第5章として、広く公開されています。</p>
<p>(5) その他(アンケート)は、無作為抽出による通常のアンケートを計画されていると思いますが、市民活動センターやボランティアセンターに登録している団体や、市民の誰もが応募できるアンケート(ニーズ調査)を実施いただきたいです。</p> <p>令和5年度にパブリックコメントを実施されると思いますが、市民にとってパブリックコメントはハードルが高く、誰でも意見を出せる機会は(4)ワークショップと(5)その他(アンケート)以外には無いためです。実施できないのであればその理由を回答いただきたいです。</p>	<p>(社会福祉課)</p> <p>前回の第4次計画の際には、市民の他にも、地域福祉と関連の深い民間事業所にもアンケート調査を行っています。次の第5次計画でも広く意見を吸い上げ、計画に反映させていく予定です。</p> <p>(市民協働課)</p> <p>市民の方に、より市政に関心をもっていただけるよう意識し、パブリックコメントの認知度向上に努めます。</p>
<p>アンケート回収率40%とありますが、回収率が上がるような工夫は出来ませんか。</p>	<p>分かりやすい設問内容に努めるなど、次の第5次計画策定の協議の中で検討していきます。</p>
<p>地域福祉は、市民にとって身近な生活や健康、安全にかかわることであり、市民の方々に関心をもつていただく手立て(啓発)やアンケート(3,000部)を増やすことも考えられると思います。</p>	<p>前回の第4次計画と同程度の有効回収数が集まれば、統計分析上で必要な数は足りるため、アンケートの発送数を増やすことは現時点で考えていません。特に回収率の減少が見込まれる場合などがあれば、必要に応じて、次の第5次計画策定の協議の中で検討していきます。</p>
<p>18歳成人の最初の年なので、それを意識した市民参加を期待します。</p>	<p>前回の第4次計画の際と同様に、市民アンケートの対象年齢を18歳以上にする予定です。</p>

No.5 第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画の策定（障害福祉課）	
【事業の概要】	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画を策定する。</p>	
意見	回答
<p>障害のある子どもさんや障害のある方々のニーズが十分反省されるように当事者団体を代表する者3名（視覚、聴覚、肢体難病、言語、知覚などの障害）を増やしてはいかがでしょうか。</p>	<p>委員会においては、既に身体障害、知的障害、精神障害のある人がそれぞれで構成する当事者団体、家族会の役員に出席いただいています。また、公募市民においても障害のある人を募集していることから、これ以上の追加を行う予定はありません。</p>
<p>(1) 審議会等の「委員構成内訳」にある「市民」は公募市民でしょうか。</p>	<p>(障害福祉課) 公募市民の方です。応募条件は、18歳以上の障害のある人で、応募人数は2名です。 (市民協働課) 今後、「委員構成内訳」欄には、市民公募委員の人数を記載するようにします。</p>
<p>男女比の差が大きいです。</p>	<p>(障害福祉課) 委員会の委員をご推薦いただく各組織には、男女共同参画プランの趣旨をお伝えしたうえで、女性の推薦をお願いしています。今後も改選にあたっては女性の推薦を依頼していきます。 (市民協働課) 第4次安城市男女共同参画プランでは、法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値（令和5年度）を30.4%に設定しており、目標値は達成する見込みです。 今後も引き続き女性委員の登用及び市民参加を推進していきます。</p>
<p>(5) その他（アンケート）は、無作為抽出による通常のアンケートが計画されていると思いますが、それ以外に、当事者やその関係者が自由に応募できるアンケート（要望調査）を実施していただきたいです。 実施できないのであれば、その理由を回答いただきたいです。</p>	<p>障害福祉計画・障害児福祉計画におけるアンケート調査については、18歳未満の障害児を含む障害のある人の中から、身体、知的、精神、難病、障害児の障害種別ごとにアンケートを実施する予定です。その対象者の抽出については、無作為抽出を予定しています。</p>
<p>調査対象として、障害者の介護者等といった当事者の周りの市民の参加があっても良いと思います。</p>	<p>アンケート調査では、特に障害児の保護者などが回答する項目を設ける予定です。</p>

意見	回答
アンケート内容に対し意見を言ったままにならない様、アンケート内容について協議したら、その結果をまとめた最終案に対して確認・検討をする会議を設けてはどうでしょうか。	障害福祉計画・障害児福祉計画については、当事者団体、家族会の代表者が出席する関係団体懇話会、公的サービスを通じて当事者等への支援を行う事業者を中心に組織される安城市自立支援協議会の下部組織等の複数の会議体と連携しながら策定していきます。最終案についても、これらの会議体を通じて確認・検討する予定です。
18歳成人の最初の年なので、それを意識した市民参加を期待します。	安城市障害福祉計画策定委員会の公募市民については、18歳以上の障害のある人という条件で公募を行っています。また、アンケート調査についても年齢を問わず、障害のある人を中心に意見集約を行う予定です。

No.6 あんジョイプラン10の策定（高齢福祉課）	
<p>【事業の概要】 高齢者の福祉全般にわたる施策に関する高齢者福祉計画及び介護保険事業運営の基本となる介護保険事業計画を策定する。</p>	
意見	回答
委員の男女比を予定し、偏りの無い審議会を検討すると良いと思います。	男女比の偏りの無い審議会となるよう努めます。
市民からの意見も含め、市民と行政が一緒になって練り上げる機会として、計画策定からアンケート実施までの間に、もう少し回数を多く審議会を開催してはどうでしょうか。	アンケートの質問内容については、厚生労働省が示した質問項目案を盛り込みつつ、高齢福祉課内で協議を重ねて決定します。 アンケート調査実施前には、審議会にて質問項目案についてご審議いただきますので、現状は審議会の回数を多くする予定はありません。
<p>(4) ワークショップについて</p> <p>①「メンバーの公募」欄で「公募しない」とありますが「公募する」にしたいです。 「公募する」にできないのであれば、その理由を回答いただきたいです。</p> <p>②「傍聴」欄が「非公開」となっていますが、「公開」にしたいです。 公開できないのであればその理由を回答いただきたいです。</p>	<p>①あんジョイプランにおけるワークショップは、テーマにもよりますが、一般市民の意見を聞く場というよりは、高齢者と関わる現場の方、専門職の方から意見を収集する場として開催しています。一般市民からの意見はアンケートである程度収集しているため、ワークショップでは原則、市民公募はしない方針です。</p> <p>②ワークショップの参加人数は、平均5～6人の少人数で行い、率直な意見を出し合う場としたいと考えています。参加者の中には、傍聴者がいることで緊張される方もいると思いますので、非公開の形式が望ましいと考えます。なお、ワークショップで出た意見については、審議会等で公表する予定です。</p>

意見	回答
<p>あんジョイプランに協力する市民が増えれば、市民の多様なニーズに応えられることが期待できます。ワークショップに傍聴（公開）できるようにしていただければと思います。</p>	<p>前頁②に同じ</p>
<p>ワークショップをたくさん行ってほしいと思いました。</p>	<p>検討していきます。</p>
<p>(5) その他（アンケート）は、無作為抽出による通常のアンケートが計画されていると思いますが、それとは別に、市民活動センターやボランティアセンターに登録されている市民団体や町内会や市民の皆さんの中で、希望する方が自由に応募できるアンケート（ニーズ調査）を実施いただきたいです。令和5年度にパブリックコメントを実施されると思いますが、パブリックコメントはハードルが高く、(5) その他（アンケート）以外で市民の誰もが容易に市民参加できる機会が無いためです。実施できない場合はその理由を回答いただきたいです。</p>	<p>(高齢福祉課) パブリックコメントは、募集期間中であれば、希望する方が意見を提出できる制度です。アンケートと同様、自由に意見をご提出いただくことができますので、市民の方の自由意見についてはパブリックコメントにて収集していく予定です。 (市民協働課) 市民の方に、より市政に関心をもっていただけるよう意識し、パブリックコメントの認知度向上に努めます。</p>
<p>対象を40～64歳の市民としている理由がわかりません。</p>	<p>40～64歳の市民については「高齢期への準備」「将来の介護」等について意見等を収集することを目的としていました。具体的なアンケート内容は令和4年度に考えますが、その際は調査対象者、調査件数について再度検討していきます。</p>

No.7 第3次安城市食料・農業・交流基本計画の策定（農務課）	
【事業の概要】	
安城市農業基本条例第11条に基づき、第3次安城市食料・農業・交流基本計画を策定する。	
意見	回答
<p>(1) 審議会等で、公募委員4名は努力されていると思いますが、公募委員の男女比が10:5となっています。次期の改選期には8:7ぐらいに改善いただきたいです。</p>	<p>(農務課) 農業振興協議会においては、委員の区分として市民以外に農業者、事業者、農業団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員の定めがあり、各団体から委員の推薦をお願いしています。推薦者に男性が多く、結果、現状では、男女比の差が生じています。農務課にて選定が可能な市民等の区分においては、引き続き女性委員の登用を推進していきます。</p> <p>(市民協働課) 第4次安城市男女共同参画プランでは、法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値(令和5年度)を30.4%に設定しており、目標値は達成する見込みです。今後も引き続き女性委員の登用及び市民参加を推進していきます。</p>
<p>令和4年2月にアンケート調査を実施とありますが、これは無作為抽出による通常のアンケートと思われるので、これとは別に、安城市民活動センターやボランティアセンターに登録している団体や町内会や市民が、希望すれば応募できるアンケート(ニーズ調査)を実施いただきたいです。実施できないのであれば、その理由を回答いただきたいです。(2)パブリックコメントが計画されていますが、パブリックコメントは市民にはハードルが高く、パブリックコメントを除くと誰もが市民参加できる機会がないためです。</p>	<p>(農務課) 本計画における市民アンケートは、年代、性別、職業等に偏りが無いよう、広く市民の皆様の意見を把握することを目的に実施しました。個別カテゴリへの実施については、費用や計画の趣旨を勘案し、農業者への実施のみとさせていただきます。</p> <p>アンケートが届かなかった市民の皆様への意見は、パブリックコメントにより聴取させていただきます。</p> <p>(市民協働課) 市民の方に、より市政に関心をもっていただけるよう意識し、パブリックコメントの認知度向上に努めます。</p>
<p>ワークショップによる小中高生等の市民参加があっても良いと思います。</p>	<p>ワークショップは行いませんが、市内小中高生(合計約1,200人)を対象にアンケートを実施し、意見を聴取させていただきます。</p>

意見	回答
<p>第3次安城市食料・農業・交流基本計画の「交流」について、実施期間における市民参加（交流）はどのように行われるのでしょうか。</p>	<p>農業基本条例では、本計画での交流に関する施策として、「食料の供給及び流通その他の農業に関する幅広い情報提供」「交流の機会の積極的な確保」「交流の場及び施設の充実」「農業体験その他の農業に参加する取組の推進」の4つを講ずるよう定めがあります。</p> <p>また、現行（2次）計画では、交流に関する施策の目指す姿として、市民の農業への理解促進及び農業者と消費者の交流促進を掲げています。</p> <p>第3次計画では、これら及びアンケート結果等を踏まえながら、適切な施策を検討していきます。</p>

No.8 第三次安城市都市計画マスタープランの中間見直し（都市計画課）	
【事業の概要】	
第三次安城市都市計画マスタープランの運用に基づき、中間見直しを行う。	
意見	回答
<p>市民からの意見も含め、市民と行政が一緒になって練り上げる機会として、計画策定からアンケート実施までの間に、もう少し回数を多く審議会を開催してはどうでしょうか。</p>	<p>第三次安城市都市計画マスタープランの中間見直しについては、令和4年度、5年度の2か年で実施する予定です。令和4年度は、主に基礎データの更新や指標評価などの事務作業が中心となるため、審議会の開催を1回としています。令和5年度は、2回の開催を予定していますが、委員の意見を踏まえ、回数の増については検討していきます。</p>
<p>（1）審議会等の「委員構成内訳」には、「市民」という名称すらありませんが、その他市長が認めた者4名に公募市民が含まれるのでしょうか。</p>	<p>（都市計画課） 「その他、市長が認めたもの」の4名のうち、2名を市民公募委員として予定をしています。</p>
<p>委員構成に公募市民を加えることで、より市民目線にそった都市計画マスタープランの中間見直しができるのではないのでしょうか。</p>	<p>（市民協働課） 今後、「委員構成内訳」欄には、市民公募委員の人数を記載するようにします。</p>

意 見	回 答
<p>「委員の男女比」欄が12：6になっていますが、9：9ぐらいに改善いただきたいです。できないのであればその理由を回答いただきたいです。</p>	<p>(都市計画課)</p> <p>都市計画審議会は、法令で学識経験のある者や市議会議員、関係行政機関の職員などで組織するとされており、各団体から委員の推薦をお願いしています。そのため、現状においては、各団体からの推薦者に男性が多く、結果、男女比の差が大きいという結果となっています。</p> <p>(市民協働課)</p> <p>第4次安城市男女共同参画プランでは、法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値(令和5年度)を30.4%に設定しており、目標値は達成する見込みです。今後も引き続き女性委員の登用及び市民参加を推進していきます。</p>
<p>委員の男女比の差が大きいです。</p>	
<p>「年度毎の実績」欄が「無」となっていますが、「公開」していただきたいです。公開できないのであれば、その理由を回答いただきたいです。「年度毎の実績が無」でどのようにPDCAをまわしているのでしょうか、回答いただきたいです。</p>	<p>都市計画マスタープランについては、計画の中で、成果指標(アウトカム指標)を5年おきに評価し、公表することとしています。</p> <p>なお、評価指標は、5年サイクルで実施する都市計画基礎調査が基となるため、年度毎の実績はありません。</p>
<p>審議会のみではなく、アンケート調査も行った方が良いと思います。調査対象として未来を生きる市内小中高生等の市民の意見を聞いても良いと思います。</p>	<p>今回の中間見直しでは、基本データの更新及び成果を評価し、見直しを実施するため、アンケート調査は予定していません。</p> <p>しかしながら、委員の意見のとおり、まちづくりにおいて、将来を担う若者の意見は重要であると考えますので、次期策定時には市内小中高生の意見を聴く機会を検討します。</p>

No.9 (仮称) 安城市地域公共交通計画の策定 (都市計画課)	
【事業の概要】	
安城市地域公共交通網形成計画が令和4年度末で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	
意見	回答
(1) 審議会等の「委員構成内訳」にある「市民」は全員が公募市民でしょうか。	(都市計画課) 本市公式ウェブサイト掲載の「安城市総合交通会議委員名簿」に記載のとおり、現在、公募市民はおひとりのみです。なお、今年度末に任期を迎えることから、現在、公募市民を2名程度募集しております。 (市民協働課) 今後、「委員構成内訳」欄には、市民公募委員の人数を記載するようにします。
「委員の男女比」欄で19:4も12:13ぐらいに改善いただきたいです。できないのであれば、その理由を回答いただきたいです。	(都市計画課) 本会議は、公共交通における専門的な知識・経験が必要であることから、委員の大半が交通事業者を代表する者や公共的団体の代表者で占められています。各団体様から選出された代表者は、現時点で男性が多く、結果、男女比の差が大きいという結果となっています。
委員の男女比が19:4であり、女性の立場からの公共交通に関するニーズを反映できるように男女比の改善が必要ではないかと思えます。	(市民協働課) 第4次安城市男女共同参画プランでは、法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値(令和5年度)を30.4%としておりますので、達成に向け、今後も引き続き女性委員の登用及び市民参加を推進していきます。
委員の男女比の差が大きいです。	
公共交通機関や自転車の利用者の声を届けるため、委員に女性をもっと増やすとか、ワークショップを行うことなどが必要だと思えます。	公共交通機関や自転車の利用者の声に関しましては、バス利用者アンケート、市民アンケートやeモニター等を活用し、本会議にて報告・議論しております。また、公共交通の理解を深めるためにバスの乗り方教室等を出前講座として実施していきます。

意 見	回 答
<p>(5) その他(アンケート)は、無作為抽出による通常のアンケートが計画されていると思いますが、このアンケートとは別に、安城市民活動センターやボランティアセンターに登録する市民団体や町内会や市民が、希望すればアンケートに回答できる機会(ニーズ調査)を設けていただきたいです。できないのであれば、その理由を回答いただきたいです。パブリックコメントは市民にはハードルが高いためです。</p>	<p>(都市計画課) パブリックコメントは、期間中であればいつでもどこでも参加できる方法です。市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・団体、及び市内で活用する方であれば意見を提出することができるものですので、パブリックコメントをご利用ください。</p> <p>(市民協働課) 市民の方に、より市政に関心をもっていただけるよう意識し、パブリックコメントの認知度向上に努めます。</p>
<p>アンケートはWeb回収も選べると市民参加が進むと思います。</p>	<p>eモニター制度も活用しておりますので、そちらをご利用ください。</p>

No.10 一般廃棄物処理基本計画の策定(ごみゼロ推進課)	
<p>【事業の概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定により、一般廃棄物処理基本計画を策定する。</p>	
意 見	回 答
<p>委員の男女比の差が大きいです。</p>	<p>(ごみゼロ推進課) 各団体から委員の推薦をお願いしていますが、推薦者に男性が多く、結果、男女比に差が生じています。現状、女性委員の人数は12人中4人であり、割合は33.3%となるため、目標値の30.4%は達成しております。今後も引き続き女性委員の登用及び市民参加を推進していきます。</p> <p>(市民協働課) 第4次安城市男女共同参画プランでは、法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値(令和5年度)を30.4%に設定しており、目標値は達成する見込みです。今後も引き続き女性委員の登用及び市民参加を推進していきます。</p>

意見	回答
<p>委員会の回数が各年度1回の計画ですが、十分な検討を行うためには、回数を増やすことが必要ではないかと思えます。</p>	<p>令和4年10月の策定を目指すために令和3年度より策定作業を進めており、令和3年8月の会議にて諮問をしています。令和4年2月の会議（コロナにより書面開催）において素案の確認、意見・質問をいただき反映します。また、令和4年8月に会議を開催し意見・質問をいただき反映したものでパブリックコメントを行い、パブリックコメント後には最終確認を行うために会議を開催する予定をしています。</p>
<p>令和3年度に委員会が1回実施されたのみで、令和4年度も1回（8月）のみです。あとはパブリックコメント（9月、想定件数3件）のみです。 パブリックコメントの後に委員会の計画が無いということは、パブリックコメントでは委員会を開催して最終確認するまでの意見は出ないという想定でしょうか。 これは、審議会等とパブリックコメント制度を軽視しているのでは無いでしょうか、ご回答いただきたいです。</p>	
<p>前回パブリックコメントが0件とのことなので、他にPR方法を変えて意見をいただくようにしたらいかがでしょうか。</p>	<p>（ごみゼロ推進課） 公共施設の美化を図るための団体であるアダプトプログラム65団体（計2,213人）にパブリックコメントを実施していることを直接周知していきます。 （市民協働課） 今年度、公民館等の公共施設において、パブリックコメントの募集時には、啓発用の掲示物を設置するよう、再度周知しました。今後も、パブリックコメントの認知度向上に努めます。</p>
<p>パブリックコメントの意見が市民から出やすいよう工夫すると良いと思います。</p>	
<p>パブリックコメント以外には一般市民が市民参加できる機会がありませんが、パブリックコメントは、市民にはハードルが高い制度です。安城市市民活動センターやボランティアセンターに登録する市民団体や町内会や市民が、希望すれば応募できるアンケート調査を実施いただきたいです。実施できないのであれば、その理由を回答いただきたいです。</p>	<p>（ごみゼロ推進課） ごみの減量やリサイクルについての市民意識の状況を調査するため、eモニターアンケートを実施します。 （市民協働課） 市民の方に、より市政に関心をもっていただけるよう意識し、パブリックコメントの認知度向上に努めます。</p>
<p>一般廃棄物の排出に抑制に向けては市民アンケートも必要ではないですか。</p>	

No.11 全県域汚水適正処理構想及び下水道事業基本計画の見直し（下水道課）	
【事業の概要】	
地域における汚水処理施設の整備及び運営方針を定め、今後の健全な汚水処置を実現するための目標を定めるもので、愛知県からの要請に基づき区域の適正な見直しを行う。	
意見	回答
「汚水適正処理構想及下水道事業基本計画の見直し」は市民の方々の理解と協力が必要になり、環境にもかかわることであり、市民のニーズに応える意味でも委員会の設置が必要ではないでしょうか。	令和4年度より、上下水道の今後の事業運営及び経営について、審議していただくために、「安城市水道事業及び下水道事業審議会」を設置する予定です。この審議会では、公募市民も委員として、構成する予定であり、本件の内容についても、議論いただきたいと思います。
前回パブリックコメントが0件とのことなので、他にPR方法を変えて意見をいただくようにしたらいかがでしょうか。	（下水道課） 広く市民等から意見がいただけるように、公民館等の公共施設において、構想案を公表するとともに、見直し内容と関わる町内会へは、パブリックコメント実施の案内を配布し、構想案について事前説明することとしています。 （市民協働課） 今年度、公民館等の公共施設において、パブリックコメントの募集時には、啓発用の掲示物を設置するよう、再度周知しました。今後も、パブリックコメントの認知度向上に努めます。
パブリックコメントの意見が市民から出やすいよう工夫すると良いと思います。	
意見を反映できる余地が、「ある程度余地がある」となっています。にも関わらず、パブリックコメント以外には市民参加の機会がありません。パブリックコメントは市民にはハードルが高い制度であると思います。内容的に専門性が高く、一般市民はコメントが困難な計画かもしれませんが、そうであればこそ、市民に理解していただく努力が必要だと思います。せめて、メールでの市民アンケートぐらいは、広報の意味合いを含めて実施いただきたいです。実施できないのであれば、その理由をご回答いただきたいです。	令和4～5年度において、下水道事業の中長期的な目標などを定め、本件の上位計画的な位置づけとなる「下水道ビジョン」を策定していく予定です。その策定にあたり市民へのアンケートを予定しており、本件よりも幅広い視点でのアンケートにはなりますが、本件の内容についても理解いただけるようなアンケートとして実施していきたいと考えています。

市民参加の推進全般に関するご意見等

意 見	回 答 (市民協働課)
<p>アンケートを実施する場合、事前に審議会・推進会議・協議会・委員会を開催して内容を検討しているケースと事後に結果報告だけをしているケースが見られますが、何故でしょうか。</p> <p>的を得たアンケートを取るには、事前に内容検討の場が必要だと思います。</p>	<p>基本的に、審議会等でアンケート内容は検討されています。対象事項No. 1については、回答にありますように、現行計画の各実績の結果等を基とした課題を踏まえ、アンケートを実施することとしています。</p>
<p>審議会等の委員に市民公募委員が含まれているかがわかりにくく、「市民参加を推進するためのガイドライン」を守っていない課があるように思いました。</p> <p>市民協働課から担当課に対して、市民参加推進調査シートの記載事項についてあらかじめ確認の上、評価しやすい資料作成をお願いします。</p>	<p>今後、「委員構成内訳」欄には、市民公募委員の人数を記載するようにします。また、その他補足が必要な場合は、「備考」欄に補足説明をするなど、評価しやすい資料作成に努めます。</p>
<p>「市民参加の手法」の欄について、パブリックコメントはチェック漏れでしょうか。</p>	<p>「市民参加の手法」欄は、評価対象年度（今回は令和4年度）に実施予定の手法のみチェック（■）しています。</p>
<p>18歳成人の最初の年なので、特に18～19歳の住民に関係の深いと考えられる計画にはそれを意識した市民参加を期待します。No. 7で「市内小中高生1,200名」を調査対象としているように、子どもの参加についても全体的に検討すべきです。</p>	<p>アンケートの対象年齢及び市民公募委員募集時の応募資格には18歳以上となるよう、周知します。</p> <p>計画（条例）により、対象や市民への影響の大きさは異なりますが、幅広い年齢の方に意見をいただくことは重要であると考えますので、子どもの市民参加についても検討するよう、周知します。</p>
<p>委員の男女比は5：5から6：4までに納めるべきです。</p>	<p>現在は、第4次安城市男女共同参画プランにおける、法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値（令和5年度）である30.4%の達成を目指しています。可能な限り、審議会等の委員の男女比が偏らないよう努めます。</p>
<p>各プロジェクトの全貌が見えないため、確証は持てませんが、市民や専門家の意見を取りあえず言われた・聞いた、それで終わりにならない様、言った・聞いた結果どうなるのかを共に考え共有するような会議のサイクルになっているのかが、気になります。</p> <p>特に、計画の初期段階の案を練り上げていく時期においては、このサイクルが重要なのではと思われ、プロジェクトによっては会議の回数が少ないのではと感じます。</p>	<p>審議会等については、「計画立案」、「実施」、「評価」の各段階での実施が想定されます。その上で、市民参加の他の手法も含め、回数や時期を各課で検討し、予定・実施しています。</p> <p>評価結果及び委員の皆さまからいただいた意見等は担当課へフィードバックします。回数が十分でない評価された事項については、再度予定の見直しと改善を促します。</p>

6 市民参加推進評価会議について

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名で構成されています。

	氏名	職名	区分
会長	加藤 研一	安城市町内会長連絡協議会 会長	公共的団体
副会長	小森 義史	安城市市民協働サポータークラブ 会長	市民活動団体
委員	稲石 あゆみ		公募市民
〃	木内 正範		
〃	土井 万寿美		
〃	松崎 興治郎		
〃	大村 恵	愛知教育大学教育ガバナンス講座 教授	学識経験者
〃	鈴木 彩	安城商工会議所青年部 会長	公共的団体
〃	戸田 こず恵	さんかく21・安城	市民活動団体
〃	平岡 晋	特定非営利活動法人アイ・プラネッツ 副理事長	

(任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日)